

【表紙】

【発行登録番号】	26 関東60
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 5月16日
【会社名】	イオン株式会社
【英訳名】	AEON CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役兼代表執行役社長 グループCEO 岡田 元也
【本店の所在の場所】	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
【電話番号】	043-212-6042(直)
【事務連絡者氏名】	コーポレート・コミュニケーション部長 井戸坂 智祐
【最寄りの連絡場所】	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
【電話番号】	043-212-6042(直)
【事務連絡者氏名】	コーポレート・コミュニケーション部長 井戸坂 智祐
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(平成26年5月26日)から2年間を経過する日(平成28年5月25日)まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 0円(注)1 900,000,000円(注)2 (注)1 新株予約権証券の発行価額の総額です。 2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額を記載しています。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	イオン株式会社東京事務所 (東京都千代田区神田錦町一丁目1番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

発行数	未定(注) 1
発行価額の総額	0 円
発行価格	0 円
申込手数料	未定
申込単位	1 個
申込期間	未定
申込証拠金	不要
申込取扱場所	未定
割当日	未定
払込期日	該当事項はありません。 無償にて発行するため払込期日はありません。 新株予約権発行の日は未定です。
払込取扱場所	該当事項はありません。

- (注) 1 新株予約権の発行総数は、9 億個(1 個につき 1 株)を上限として、当社取締役会が定める数とします。当社取締役会は、発行総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の発行を行うことがあります。
- 2 当社は、当社の取締役会が新株予約権の発行を決定する際に定める一定の期日における最終の株主名簿に記載された株主(但し当社を除きます。)に対し、新株予約権の引受権を与え、新株予約権を発行するものであります。
- 3 各株主が有する新株予約権の引受権の目的たる新株予約権の数は、各株主の所有株式 1 株につき 1 個の割合とします。

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	イオン株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない、当社における標準となる株式 単元株式数は100株
新株予約権の目的となる株式の数	未定 各新株予約権の目的たる株式の数は1株とする。
新株予約権の行使時の払込金額	未定(注)1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	未定
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	未定
新株予約権の行使期間	未定(注)2
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	未定
新株予約権の行使の条件	未定(注)2
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	未定(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	未定

(注) 1 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は1円以上で当社の取締役会が定める額とします。

2 当社取締役会で定めるところによります。また、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項」記載の対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、消却事由及び消却条件を設けることがあります。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

新株予約権は無償で発行されるものであり、新株予約権の発行自体による手取金は発生しません。新株予約権の行使による払込は、新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使による払込の手取金の額は未定であります。

(2) 【手取金の使途】

未定

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社株式の大量取得行為に関わる対応方針(買収防衛策)について

当社は、2012年4月12日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ないし当社株主の皆さま共同の利益の最大化のため、当社に最も適した買収防衛策を導入すべく、同年5月17日に開催の当社定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)において、当社株主の皆さまのご承認が得られることを条件に、従前の当社株式等の大量株式取得行為(以下に定義されます。)に対する対応方針(以下「旧防衛策」といいます。)を一部改定の上で更新することを決議致し、本定時株主総会のご承認をいただきました(以下改定後の対応方針を「本件方針」といいます。)。なお、旧防衛策からの改定の主要項目の要点は、次のとおりであります。

大量株式取得者に対して追加的に情報提供を求めることにつき、現防衛策においては、最終回答期限を明記しておりませんでした。情報追加の遅りが際限なく繰り返されることのないように、最終回答期限は、必要かつ十分な情報が提出されない場合においても、意向表明書を受領した日から起算して60日を超えないものとする旨を明記することといたしました。

本件方針は、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株式等(注3)の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下このような買付行為を「大量株式取得」といい、大量株式取得を行いまは行おうとする者を「大量株式取得者」といいます。)に関する対応方針であり、その内容は以下のとおりであります。また、2012年5月18日に発行登録をしておりました新株予約権証券の有効期限が2014年5月25日に満了することに伴い、再登録の手続きを行います。

1. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容及びその実現に資する取り組み

当社及びグループ各社(以下本項において「イオン」といいます。)は小売業と関連産業を通してお客さまのより豊かな生活に貢献するために努力を重ね、事業を展開してまいりました。

イオンは、お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献するという不変の理念を堅持し、お客さま満足の実践と継続的な企業価値の向上を実現してきており、この理念がイオンの企業価値の根幹となっております。

理念の原点は「お客さま」:

イオンはお客さまへの貢献を永遠の使命とし、最もお客さま志向に徹する企業集団です。

基本理念は、

「平和」:イオンは、事業の繁栄を通じて、平和を追求する企業集団です。

「人間」:イオンは、人間を尊重し、人間的なつながりを重視する企業集団です。

「地域」:イオンは、地域のくらしに根ざし、地域社会に貢献し続ける企業集団です。

当社は、この理念の下に、「安全・安心」をベースとした店舗運営を行うだけでなく、さらなる成長のために、店舗網の拡充や、イオンと理念を共にする国内外の優良企業との資本・業務提携などを通し、今では海外を含めて263の連結子会社、31の関連会社を擁する連結営業収益6兆3,000億円の小売グループに成長することができました。また、イオンは、企業市民としての社会的責任を果たし、企業価値を継続的に高めるため、イオン温暖化防止宣言に基づく店舗の省エネ推進・レジ袋削減、イオン生物多様性方針に基づく生態系保全商品の品揃え強化、東日本大震災への支援をはじめとする各種支援活動・募金活動、イオン1%クラブによる高校生国際交流事業、学校建設支援事業など、多方面で、積極的に環境保全・社会貢献活動に取り組んできております。

当社の経営体制につきましては、グローバル経済において引き続き予断を許さない情勢が続いている中、今後一層の成長を図り、グループ全体の企業価値の向上を目指すためには、グループマネジメント体制の改革が急務であるとの認識から、グループの新たな成長モデルの構築、事業構造の再構築、「集中と分権」のさらなる強化を確実に実現するために、株主の皆さまのご承認をいただきまして、2008年8月21日付をもって、純粋持株会社へ移行いたしました。

また、当社は、商法改正により「委員会等設置会社」の制度が導入されると、いち早く、経営の透明性・機動性を高めるために、2003年5月15日の株主総会でご承認をいただいて、このガバナンスを採用するとともに、各界から広く社外取締役を招聘いたしました。当社は、会社法施行後も「委員会設置会社」としてこのガバナンスを継続しており、これにより、社外取締役が過半数を占める指名委員会、監査委員会、報酬委員会においてはもちろん、取締役会においても、各社外取締役に、それぞれの独立した立場から多面的かつ多様なご指導をいただいております。

さらに、旧防衛策をご承認いただきました2009年5月14日の定時株主総会開催日からは、当社取締役会メンバー9名のうち過半数の5名を社外取締役として、ガバナンスの透明性・公正性の維持・向上に努めております。

そのようなガバナンスの下、当社取締役会は、株主共同の利益を有害な買収行為より守るべく引き続き尽力する義務があると判断し、改めて、本定時株主総会に本件方針を付議させていただくこととしたものです。

(2) 大量株式取得に関わる対応方針と大量株式取得に際して守るべきルール

当社の株式に対する買収提案がなされた場合、これを受け入れるか否かは、最終的には当社株主の皆さまの判断によるべきものと考えます。しかし、買収提案に付された条件や諸般の事情、そして、当社グループの規模、多様性、変化のスピードの速さなど、株主の皆さまが当該買収による株主価値への影響を与えられた時間内で正確に判断されることが容易でない場合もあると思われま。

当社取締役会といたしましては、買収提案に対し、株主の皆さまが判断に必要な情報と時間を確保できますよう、以下の内容による大量株式取得者による情報提供及び当社による対抗措置の発動に関するルール(以下「本件ルール」といいます。)を引き続き設定することいたしました。

2. 本件ルールの内容

当社取締役会が設定する本件ルールとは、大量株式取得者は当社取締役会に対して大量株式取得に先立ち必要かつ十分な情報を提供しなければならず、当社取締役会が当該情報を検討するために必要である一定の評価期間が経過した後にのみ、大量株式取得者は大量株式取得を開始することができるというものです。

(1) 意向表明書の提出

大量株式取得者が大量株式取得を行おうとする場合には、事前に、当社宛に、本件ルールに従う旨の意向表明書を日本語の書面により提出していただきます(注4)。当該意向表明書には、大量株式取得者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先(注5)、及び提案する大量株式取得の概要(大量株式取得者が現に保有する株式数、取得予定の株式数を含みます。)を示していただきます。

(2) 情報提供の要請

当社取締役会は、株主の皆さまの判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)を大量株式取得者から提供していただくため、上記(1)の意向表明書を受領した後5営業日(初日不算入)以内に、回答期限を定めて、当初提供いただくべき情報のリストを大量株式取得者に交付します。本必要情報の具体的内容は、大量株式取得者の属性又は大量株式取得の内容によって異なりますが、原則として次の項目を含むものとします。

大量株式取得者に関する詳細な情報(大量株式取得者の全メンバーの資本構成、財務内容、事業内容、役員の氏名及び略歴・他の会社役員兼務状況、当社の事業と同種の事業についての経験、他の会社の経営権もしくは事業の取得時に実施した営業上、経営上、労務上の施策等に関する情報を含みます。)

大量株式取得に至る経緯

大量株式取得の目的及び内容(取得対価の価額・種類、関連する取引の仕組み、取得方法の適法性等を含みます。)

当社株式の取得対価の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定条件、予想されるシナジーの額及びその算定根拠等を含みます。)

当社株式の取得資金の詳細な説明(資金の調達方法、関連する取引の仕組み、資金を直接又は間接に提供する者もしくは提供する予定の者の名称又は氏名を含みます。)

大量株式取得後において、当社及び当社のグループ会社に期待し、又は大量株式取得者において計画する経営方針(イオンの理念に対する態度表明を含みます。)、ガバナンス、経営戦略、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策、CSRへの取組み方針等(以下「買付後経営方針等」といいます。)

当社及びグループ各社のお客さま、取引先、従業員、地域関係者及びその他のステークホルダーへの対応方針
その他大量株式取得の妥当性、適法性等を当社取締役会及び独立委員会が評価・検討するために合理的に必要と判断する情報

当社取締役会は、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認める場合には、合理的な範囲で、期限を定めて追加的に情報提供を求めます(但し、最終回答期限は必要かつ十分な情報が提出されない場合においても、意向表明書を受領した日から起算して60日を超えないものとします)。当社取締役会は、大量株式取得の提案があった事実については速やかに開示します。また、当社取締役会に提出された本必要情報について株主の皆さまの判断のために必要であると認める場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

当社取締役会は、本件ルールを透明・公平な運用のために、上記(1)の意向表明書を受領し次第、独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の社外取締役全員(この中から互選により本委員会の議長を選任します。)及び当社の社外取締役によって意向表明書を受領後原則として10営業日(初日不算入)以内に推薦され取締役会により選任される専門家委員1名以上(原則として弁護士1名及び大学教授等の社外の学識経験者1名。但し、専門家委員選任前であっても、独立委員会としての活動は開始されるものとします。)によって構成されるものとします。

次項(3)に規定される取締役会評価期間が開始する前の独立委員会の主なミッションは、大量株式取得者から受領した資料が本必要情報として十分なものであるかどうか、大量株式取得者に対して追加提出要請すべき資料の有無・項目及び提出期限、大量株式取得者の提出資料が不足しているなどの理由から、「大量株式取得者が本件ルールを遵守しない場合」に該当するかどうか、並びに、新株予約権無償割当て等の対抗措置の内容・要否、その中止の要否、その他取締役会から意見を求められた事項につき、その意見及び理由を当社取締役会に対して提出することでありませぬ。

当社取締役会は、これらの資料提出状況等をみずからも十分に評価・検討するとともに、独立委員会の意見を最大限尊重して、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、決定します。当社取締役会は、この意見とりまとめに当たっては、さらに弁護士、公認会計士を含む外部専門家等の助言を受けることができるものとします。また、株主の皆さまの判断のために必要であると認める場合には、適切と判断する時点で、その間の状況、決定の内容及び理由等の全部又は一部を開示します。

(3) 取締役会による検討期間

大量株式取得者は、上記(2)に従った大量株式取得者による当社取締役会に対する本必要情報の提出の完了後、大量株式取得の提案が以下のものに該当する場合には90日間、それ以外の場合には60日間(初日不算入。以下「取締役会評価期間」といいます。)は、大量株式取得を開始することはできません。

大量株式取得の対価に株式など、金員以外のものが含まれる場合。

大量株式取得の対価の支払いが日本円以外の金員により行われる場合。

大量株式取得後において、大量株式取得者において計画する経営方針にグループ会社構成・事業構成に関する大幅な変更が含まれている場合。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、まず独立委員会による大量株式取得の評価を求めます。当該独立委員会は、本必要情報の提出を受け、当該大量株式取得が当社株主全体の利益を損なうかどうかの評価、大量株式取得者に対して追加提出を求める情報の有無、項目及び提出期限、新株予約権無償割当て等の対抗措置の内容・要否、その中止の要否、その他取締役会から意見を求められた事項につき、本必要情報を始めとする資料等に基づき総合的に評価・判断し、その意見及び理由を当社取締役会に対して提出することとします。

当社取締役会は、提出された本必要情報をみずからも十分に評価・検討するとともに、独立委員会の意見を最大限尊重して、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。当社取締役会は、この意見とりまとめに当たっては、さらに弁護士、公認会計士を含む外部専門家等の助言を受けるものとします。また、必要に応じ、大量株式取得者との間で大量株式取得に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆さまに対し代替案を提示することもあります。そして、取締役会評価期間の開始について速やかに開示するとともに、株主の皆さまの判断のために必要であると認める場合には、適切と判断する時点で、その間の状況、決定の内容及び理由等の全部又は一部を開示します。

3. 大量株式取得が行われた場合の対応方針

(1) 大量株式取得者が本件ルールを遵守した場合

大量株式取得者が本件ルールを遵守した場合には、原則として当該大量株式取得に対する対抗措置はとりません。上記2.(3)に記載のとおり、取締役会は、提出された本必要情報を十分に評価・検討し、当該買付提案の評価、代替案の有無・内容等についての独立委員会の意見を最大限尊重して、取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。この場合には、大量株式取得者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆さまにおいて、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、取締役会が当該大量株式取得が当社株主全体の利益を著しく損なうもの(注6)と評価した場合、又は独立委員会において当該大量株式取得が当社株主全体の利益を著しく損なうものと評価された場合には当該評価を最大限尊重した上で、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に従い、株主の皆さまの利益を守るために適切と考える方策を取ることがあります(注7)。なお、この場合の対抗措置については、次項(2)に準じる内容・手続となります。

(2) 大量株式取得者が本件ルールを遵守しない場合

大量株式取得者が本件ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款により認められる対抗措置をとり、当該大量株式取得に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として、現状では、その実施が相当と認められる限り、原則として、株主割当てにより別紙4記載のような新株予約権を無償発行することを考えておりますが、これに限定するものではありません。なお、実際に新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使条件及び行使期間を設けることがあります。また、当社は、機動的に新株予約権の発行を行うことができるように、引き続き新株予約権の発行登録を行います。

次に、株主共同の利益が害されるおそれが大きいと判断される場合に、大量株式取得者の権利行使が制限される行使条件差別型新株予約権を発行するときは、新株予約権は、会社による取得条項付とさせていただきます。会社による取得条項が付されていない新株予約権の行使に際しては、新株予約権者となった株主の皆さまに行使価額の払込み等の手続をとっていただくことになり、2014年2月28日現在42万人を超えるに至った株主の皆さまにとって、大変わずらわしいこととなります。つきましては、そのようなお手数をお掛けしなくても済むように、当社取締役会決議により大量株式取得者以外の株主の皆さまの新株予約権を取得しその対価として新株を株主の皆さまにお届けすることができるようにするものであります。

なお、かかる方策の内容・採否は、取締役としての善管注意義務に従い取締役会が決定すべき事項であると考えますので、原則として当社取締役会が決定・実施してまいります。但し、例外的には、その内容・効果等に鑑みて株主の皆さまのご判断を仰ぐべきであるとして、当社株主総会においてその採否をご決議いただくことがあります。その場合にも、基本的には取締役会の責任事項であると考えますので、株主総会において十分なお説明を申し上げたいと存じます。

(3) 新株予約権の無償割当て決議後の中止等

当社取締役会が新株予約権の無償割当ての決議を行った後に、大量株式取得者が大量株式取得の撤回又は変更を行った場合等、当社取締役会において対抗措置の発動が適切でないと判断するに至った場合には、当社取締役会は、新株予約権の無償割当ての中止を行うことができるものとします。但し、原則として、本新株予約権の無償割当ての「割当基準日」(以下の5.(2)において定義します。)の4営業日前(証券取引所における現行の4日目決済を前提としており、これが変更されればそれにスライドして変更されます。以下同じ。)以降の中止は行わず、4営業日前の日以後に対抗措置を中止すべき事情が発生したと当社取締役会が判断した場合には、実質的に中止と同様の効果を持たせるために、原則として大量株式取得者を含む全株主の新株予約権を当社が当社株式と交換に取得するものいたします(注8)。また、その他の対抗措置についても、当社取締役会は適宜同様の中止や見直しをすることができるものとします。

4. 透明性・公平性の確保のための措置

本件ルールにおきましては、次のような透明性・公平性確保のための措置を講じております。

(1) 買収防衛策に関する企業価値研究会等の指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則「(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足しております。

また、本対応方針は、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。

さらに、本対応方針は、東京証券取引所の定める買収防衛策に関する諸原則等の趣旨に合致するものであります。

(2) 株主意思を重視するものであること

今般の本件ルール改正の効力発生のためには、本定時株主総会において株主の皆さまにご承認いただくことを要件としており、また、ご承認いただいた後も、法令改正等に伴う形式的な変更が必要となった場合は別にして、株主の皆さまに実質的に影響を与えるような変更を行う場合には、改めて株主総会に付議し株主の皆さまのご判断を仰ぐこととしております。そういう変更を行わない場合も、有効期間は3年間に限定させていただくこととしております。したがって、本件ルールの改廃及び継続には、株主の皆さまの意思が十分反映される仕組みとなっております。

(3) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本件ルールは、上記1.及び2.(3)に記載のとおり、当社の株式に対する買収提案がなされた場合に、これに応じるべきか否かを株主の皆さまが判断されるために必要とされる十分な情報と時間を確保し、また、当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保すること等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるもので、この目的以外の目的、すなわち、当社経営陣の保身等のために利用されることはありません。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、委員会設置会社のガバナンスを導入しており、平素より、経営の透明性・公正性の確保に努めております。のみならず、当社は、大量株式取得者から提出された資料が十分なものか否かや、大量株式取得への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、独立委員会を設置します。独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役全員とその推薦に基づき当社取締役会が都度選任する専門家委員1名以上(原則として弁護士1名及び大学教授等の社外の学識経験者1名)によって構成され、かつ、その意見の形成に当たってはさらに適宜の専門家の意見を当社の費用により聴取することができることとしております。

また、当社取締役会は、意見とりまとめに当たっては、さらに弁護士、公認会計士を含む外部専門家等の助言を受けるものとしております。

情報開示については、株主の皆さまのご判断にとってミスリーディングとなる情報を除き、早期開示に努めてまいります。また、当社取締役会の意見の公表に際しては、判断理由を含めて、できるだけ具体的に説明するように努めてまいります。

これらにより、当社取締役会の決定が当社の企業価値・株主共同の利益に資するものとなるよう本件ルール of 透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

(5) 大量株式取得者以外の株主・投資家に不測の損害を与えるものではないこと

本件ルールが遵守されなかった場合に対抗措置として発行される新株予約権については、大量株式取得者だけが行使を制限される行使条件差別型を原則として想定しており、これ以外の対抗措置を採用する場合にも、大量株式取得者以外の株主・投資家に不測の損害を与えないものを選択いたします。

また、この新株予約権についても、会社による取得条項付として、大量株式取得者以外の株主の皆さまにできるだけお手数をお掛けしないようにすることとしております。

(6) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本件方針の廃止につき特段の制約を設けておりませんので、本件方針は、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)には該当いたしません。また、当社取締役の任期は全員が1年であり、本件方針は、スローハンド型(取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)にも該当いたしません。

5. 株主・投資家に与える影響等

(1) 本件ルールが株主・投資家に与える影響等

本件ルールは、株主の皆さまが大量株式取得に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を株主の皆さまに開示し、さらには、株主の皆さまが代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより、株主の皆さまは、適切な情報のもとで大量株式取得に応じるか否かについての適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。

なお、上記3.において述べたとおり、大量株式取得者が本件ルールを遵守するか否かにより大量株式取得に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆さまにおかれましては、大量株式取得者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大量株式取得者が本件ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められる対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上株主の皆さま(本件ルールに違反した大量株式取得者を除きます。)が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の発行につきましては、新株予約権は、原則として会社による取得条項付とさせていただきます。会社による取得条項が付されていない新株予約権の行使に際して必要となる行使価額の払込み手続のようなお手数をお掛けしなくても済むようにするために、当社取締役会決議により新株予約権を取得しその対価として新株を株主の皆さまにお届けすることができるようにするものであります。かかる手続の詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することとなった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。この場合において、新株予約権を取得するためには、振替株式の株主は、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当対象となる株主の確定基準日(以下「割当基準日」といいます。)における当社の最終の株主名簿に株主として記録されるよう、当該割当基準日における証券会社等の口座に当社普通株式が記録されている必要があり、また、特別口座の失念株主は失念救済手続が完了されている必要があります。

6. 本件ルールの適用開始と有効期限

現防衛策におけると同様に、定期的に対応方針の見直しをするために、本件方針の有効期間を3年間(2012年3月1日から起算して3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会の終結時まで)としております。

今後につきましては、会社法を含めた関係法令や今後の司法判断の動向、東京証券取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ、上記対応方針のうち法令改正等に伴う形式的な変更が必要となった場合には随時取締役会にて見直しを行い、その内容を速やかにお知らせします。当社取締役会において本件方針の廃止を相当と判断した場合は、取締役会決議によって廃止しその旨及び理由を開示することといたしますが、本件方針の内容について株主の皆さまに実質的に影響を与えるような変更を行う場合には、改めて株主総会に付議し株主の皆さまのご判断を仰ぐことといたします。

なお、当社の取締役の任期は1年であり、毎年、定時株主総会において改選されます。

また、現防衛策は、本定時株主総会における本件方針の承認を求める議案の決議時点で廃止されるものとします。但し、当該時点において大量株式取得者が登場しており、現防衛策に基づく意向表明書の提出、情報の提供等の手続が開始されている場合、本定時株主総会における本件方針承認後には本件方針に基づく手続として引き継ぐことといたします。

以上

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株式等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)又は、
(ii) 当社の株式等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付等(同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株式等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株式等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も加算するものとします。)又は、
(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大量株式取得者及び当該特別関係者の株式等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。

各株式等保有割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下同じとします。

注4：当社は日本の金融商品取引市場に株式を上場しており、日本人である株主・投資家に適時開示をする義務を負っておりますので、当社が交付するリスト、大量株式取得者が作成する本必要情報を記載した書面、当社のこれに対する意見・追加資料提出要請等のいずれについても、日本語の書面によるものを正式とします。書面とは、紙に印刷された文書だけでなく、電子メールもしくはファクシミリにより送信された文書を含むものとします。書面は、A4サイズ又はA3サイズとし、これらのサイズに印刷された文字の大きさが10ポイント(JIS Z 8305による)以上であることを要するものとします。書面は、作成名義人が自ら日本語で作成するものとし、また、当社はいずれの書面についてもこれを外国語に翻訳する義務を負わないものとします。また、受信した当社において、ファクシミリ用紙からはみ出しや当社のシステムに登録されていない文字・記号が用いられているなどの合理的な理由に基づき紙に印刷されない文字や記号は、記載されていないものとみなします。以下同じとします。

注5：ここに記載された日本国内連絡先を、当社の本件ルールに基づく書面送付先・連絡先とします。

注6：大量株式取得者が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っている場合、会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大量株式取得者等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っている場合、会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大量株式取得者等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っている場合、会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っている場合、大量株式取得者の提示する当社株式買収方法が、2段階目の株式買収条件を1段階目よりも不利に設定する態様の2段階買収方式である場合、その他、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株式等の不利な売却を強要するおそれがあると判断される場合、大量株式取得者の提示する対価が株主にとって著しく不利益又はハイリスクとなりうるオプション権であるなど、当社株式買付に関連する取引の仕組み、取得方法が株主共同の利益の観点から著しく不当である場合、大量株式取得者の経営陣又は主要株主に「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条の定める暴力団、暴力団員等の反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大量株式取得者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると客観的かつ合理的な根拠をもって判断される場合を想定しています。

注7：本件方針の採用の有無にかかわらず、注6に示したような大量株式取得によって株主全体の利益が著しく損なわれる場合には、当社株主全体の利益を保護するために、取締役の善管注意義務に基づき当社取締役会が判断して緊急避難的に対応することが可能なものです。その際の判断の客観性及び合理性を担保するため、大量株式取得者の提出する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、弁護士、公認会計士を含む外部専門家等の助言を得ながら当該大量株式取得者及び大量株式取得の具体的内容(目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等)や、当該大量株式取得が当社株主全体の利益に与える影響を検討し、当社独立委員会の意見を尊重した上で決定することといたします。

注8：新株予約権割当基準日の4営業日前の日以降は、金融商品市場は、権利落ち(その後に売買される株式には新株予約権が付されない)を前提とし、新株予約権の株式への転換を先取した理論株価は、直前株価の例えば5～6割程度に下がると予想されます。にもかかわらず、その後に新株予約権を当社が無償取得して防衛策発動全体を中止することになりますと、株式数はこれにより権利落日当日の数に復帰することになり、一旦下落した株価が理論的には直前株価まで戻ることになってしまいます。このような結果は、いたずらに市場に混乱を生じかねないことになるのではないかと考えられますので、権利落日以後は原則としてそれらの新株予約権に対して株式を割り当てることとするものであります。

当社の株式・大株主の状況(2014年2月28日現在)

発行可能株式総数	2,400,000,000株
発行済株式の総数(自己株式を含む)	846,396,786株
単元株式数	100株
当期末株主数	429,468名
大株主(上位10名)	

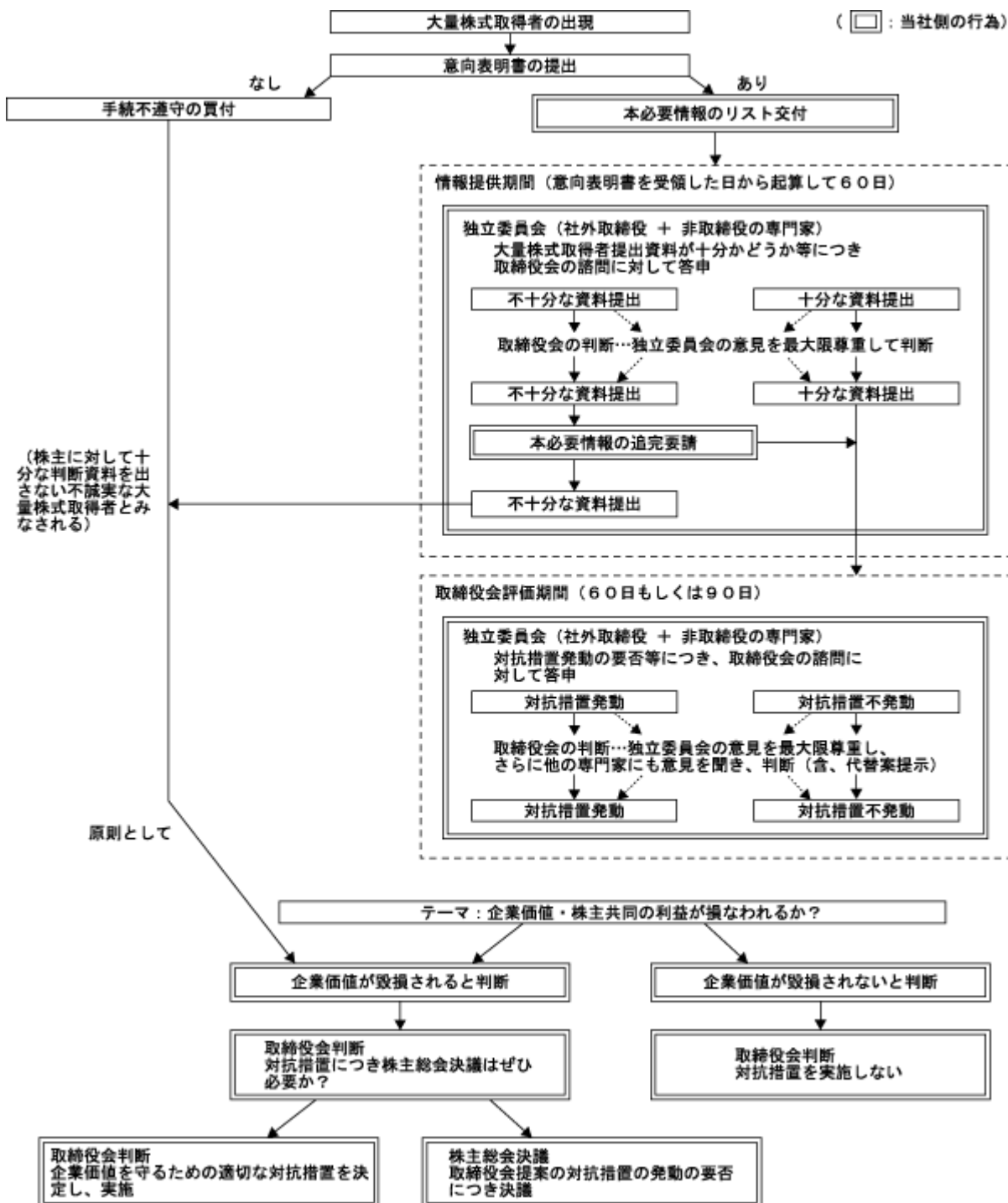
株主名	持株数	持株比率
	千株	%
三菱商事株式会社	40,422	4.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	38,121	4.51
株式会社みずほ銀行	33,292	3.94
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	30,419	3.60
公益財団法人イオン環境財団	21,482	2.54
公益財団法人岡田文化財団	20,520	2.43
農林中央金庫	18,133	2.14
イオン社員持株会	14,864	1.76
イオン共栄会(野村証券口)	11,658	1.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	11,136	1.32

(注1)持株比率は自己株式(339,296株)を控除して計算しております。

(注2)日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)(信託口9)および日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式は、証券投資信託等の信託を受けている株式です。

(参考)

本件方針に係る手続・判断の流れ



(注) 1. 双方の資料・意見は、原則として都度、可及的速やかに公表いたします。

2. 対抗措置発動の場合の対抗措置の具体的な内容は、その実施が相当と認められる限り、原則として、行使条件差別型新株予約権の発行といたします。

独立委員会概要及び委員候補者

1. 独立委員会の概要

(1) 設置

独立委員会は、当社取締役会により設置・廃止される。

(2) 構成

独立委員会の委員は、3名以上とする。

独立委員会の委員は、当社の社外取締役全員、並びに、当社の社外取締役によって意向表明書を受領後原則として10営業日(初日不算入)以内に推薦され取締役会により選任される専門家委員1名以上(原則として弁護士1名及び大学教授等の社外の学識経験者1名)によって構成される。但し、専門家委員選任前であっても、独立委員会としての活動は開始されるものとし、また、社外取締役全員一致の意見に基づく当社取締役会の決議により、社外取締役でない委員の数・構成を変更することができる。

当社の社外取締役でない委員の選任にあたっては、独立委員会委員の役割に鑑み、企業経営、会社法又は取引所金融商品取引市場に関する知見、当社の理念に関する見識、実務経験等を総合的に勘案して決定する。

当社の社外取締役でない委員の場合は、当社に対する善管注意義務を含む委任契約を当社との間で締結するものとする。

(3) 議長

独立委員会の議長は、当社の社外取締役の中から互選により選任する。

(4) 任期

独立委員会の委員の任期は、当社取締役会により独立委員会が設置されてから、当社取締役会により独立委員会が廃止されるまでの期間とする。

前項の規定にかかわらず、前項に定める期間中に当社社外取締役の全部又は一部が任期満了に伴い退任したときは、当社の社外取締役でない委員の任期は同時に満了するものとする。この場合、改選後の当社社外取締役は改めて遅滞無く社外取締役でない委員を推薦し、当社取締役会に選任を求めるものとする。但し、再任を妨げない。

(5) ミッション

独立委員会は、当社取締役会が大量株式取得者から提出を受けた本必要情報の交付を受け、原則として下記に規定する事項につき、当社取締役会の諮問に基づき評価・検討・審議を行い、その内容及び結果を当社取締役会に対して提出するものとする。

(a) 大量株式取得者から受領した資料が本必要情報として十分なものであるかどうかについての意見

(b) 大量株式取得者に対して追加提出すべき資料の有無・項目及び提出期限

(c) 大量株式取得者の提出資料が不足しているなどの理由から、「大量株式取得者が本件ルールを遵守しない場合」に該当するかどうか、並びに、新株予約権無償割当て等の対抗措置の内容・要否、その中止の要否についての意見

(d) 当該大量株式取得が当社株主全体の利益を損なうかどうかについての評価・検討、大量株式取得者に対して追加提出を求める情報の有無、項目及び提出期限

(e) 行使条件差別型新株予約権の無償割当て、その中止、消却のための取得の是非等、新株予約権その他の対抗措置に関する事項

(f) その他本件方針又は新株予約権その他の対抗措置に関連し当社取締役会が諮問する事項

(6) 評価等の内容の決定

独立委員会が取締役に提出する評価等の内容については、原則として独立委員会の委員全員が出席する委員会において、その過半数の賛成をもって決定する。但し、独立委員会の委員全員が書面又は電磁的方法により特に急を要するとして同意した場合には、その定足数を過半数の委員の出席に引き下げることができる。

独立委員会は、前項に基づく評価等の提出に際しては、その評価等に至った理由も示すものとする。

(7) 事務局等

独立委員会の検討に際して必要な資料の提出等を行うため、当社内に事務局を設置する。

独立委員会は、当社の費用負担により、弁護士、公認会計士を含む外部専門家等の助言を受けることができる。

2. 独立委員会の委員候補者の紹介

独立委員会は臨時に設置されるものであり、また、一部の委員については設置に際して選任されることとしております。

つきましては、独立委員会が設置された場合に独立委員会委員となる社外取締役を紹介いたします。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
いく た まさ はる 生 田 正 治 (1935年1月19日生)	1957年4月 三井船舶株式会社(現 株式会社商船三井)入社 1987年6月 同社取締役 1994年6月 同社代表取締役社長 2000年6月 同社代表取締役会長 2003年4月 日本郵政公社総裁 2007年4月 株式会社商船三井相談役 2008年6月 テルモ株式会社社外取締役(現任) 2008年6月 ソースネクスト株式会社社外取締役(現任) 2009年5月 当社社外取締役(現任) 2010年2月 株式会社商船三井最高顧問(現任)
すえ よし たけ じ ろう 末 吉 竹 二 郎 (1945年1月3日生)	1967年4月 株式会社三菱銀行(現 株式会社三菱東京UFJ銀行)入行 1994年6月 同行取締役 1996年4月 東京三菱銀行信託会社(ニューヨーク)頭取 1998年6月 日興アセットマネジメント株式会社副社長 2003年7月 国際連合環境計画・金融イニシアチブ特別顧問(現任) 2007年6月 株式会社鹿児島銀行社外監査役(現任) 2007年7月 一般社団法人日本カーボンオフセット代表理事 2009年5月 当社社外取締役(現任) 2010年6月 株式会社エフビコ社外取締役(現任) 2011年8月 公益財団法人自然エネルギー財団代表理事副理事長(現任) 2013年5月 一般社団法人グリーンファイナンス推進機構代表理事(現任)
ただ き けい いち 但 木 敬 一 (1943年7月1日生)	1969年4月 東京地方検察庁検事任官 1984年3月 法務大臣官房司法法制調査部参事官 1997年12月 法務大臣官房長 2002年1月 法務事務次官 2004年6月 東京高等検察庁検事長 2006年6月 検事総長 2008年6月 弁護士登録 2009年5月 当社社外取締役(現任) 2009年6月 株式会社大和証券グループ本社社外取締役(現任) 2009年7月 日本生命保険相互会社社外監査役(現任) 2012年6月 株式会社フジタ社外監査役(現任)
さ と う けん 佐 藤 謙 (1943年11月17日生)	1966年4月 大蔵省入省 1985年6月 同省主計局主計官 1992年6月 同省理財局次長 1997年7月 防衛庁防衛局長 2000年1月 防衛事務次官 2002年7月 都市基盤整備公団副総裁 2004年7月 財団法人(現 公益財団法人)世界平和研究所副会長 2009年12月 同研究所理事長(現任) 2011年5月 当社社外取締役(現任) 2011年6月 日本テレビ放送網株式会社(現 日本テレビホールディングス株式会社)取締役(現任) 2012年10月 日本テレビ放送網株式会社取締役(現任)

氏名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
(生年月日)	
うちなが こ 内永ゆか子 (1946年7月5日生)	1971年7月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 1995年4月 同社取締役 2000年4月 同社常務取締役 2004年4月 同社取締役専務執行役員 2007年4月 同社技術顧問 2007年4月 特定非営利活動法人ジャパン・ウィメンズ・イノベティブ・ネットワーク理事長(現任) 2007年6月 株式会社ベネッセコーポレーション取締役 2008年4月 同社取締役副会長 2008年4月 ベルリッツ コーポレーション代表取締役会長兼社長兼CEO 2008年6月 ソニー株式会社社外取締役(現任) 2009年10月 株式会社ベネッセホールディングス取締役副社長 2013年4月 ベルリッツ コーポレーション名誉会長 2013年5月 当社社外取締役(現任) 2013年6月 HOYA株式会社社外取締役(現任) 2013年9月 株式会社グローバルイノベーションリサーチ インスチチュート代表取締役社長(現任) 2014年3月 DIC株式会社社外取締役(現任)

注1. 各氏は次に掲げる当社指名委員会が定めた社外取締役の独立性の要件を満たしております。なお、当社は各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。

過去・現在を通じて、当社または子会社の経営執行をする取締役・執行役または支配人その他使用人となることがないこと。

当社の基本理念・行動規範等の考え方を共有いただけること。

最高経営責任者等経営者としての豊かな経験、もしくはそれに準ずる経験・知見を有すること。

当社の経営陣から独立した判断を下すことができること。

当社の取締役会及び担当委員会に大凡の出席が可能なこと。

注2. 生田正治氏は、豊富な経営者経験および幅広い見識等を有しておられ、経営者としてのバランス感覚を活かして、コーポレート・ガバナンス等の向上についてご指導をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。

注3. 末吉竹二郎氏は、国際的な環境問題、企業の社会的責任に関する見識と豊富な経験等を有しておられ、環境保全・社会貢献に対する企業の役割等についてご指導をいただくため、社外取締役として招聘したものであります。なお、同氏は1994年から1996年まで当社の主要な借入先である株式会社三菱東京UFJ銀行の前身である株式会社三菱銀行の取締役でありましたが、当時同行は主要な借入先ではなく、同行が主要な借入先となったのは2001年からであります。また、同氏は当社との取引には関与しておりません。

注4. 但木敬一氏は、検事・検事総長等を歴任された弁護士として、法律・コンプライアンスに関する豊かな経験と見識を有しておられ、コンプライアンス経営の推進についてご指導いただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。

注5. 佐藤 謙氏は、豊富なキャリアと専門的知識を有しておられ、経営の透明性と客観性向上についてご指導いただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。

注6. 内永ゆか子氏は、IT企業での幅広い経験や専門性に加え、ダイバーシティ(多様性)に対する深い造詣を有しておられ、健全かつ効率的な経営の推進についてご指導いただくため、社外取締役として、社外取締役として選任をお願いするものです。

注7. 当社との特別の利害関係の有無

但木敬一氏が社外取締役を兼職する株式会社大和証券グループ本社の子会社である大和証券株式会社は、当社の幹事証券会社ですが、それ以外の特別な関係はありません。

その他の取締役候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会で定める割当基準日における最終の株主名簿に記載された株主に対し、その所有する当社普通株式(但し、当社の保有する当社普通株式を除く。)1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、9億株を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数(以下「対象株式数」という。)とする。但し、当社が株式分割又は株式併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が別途定める数とする。

4. 新株予約権の発行価額

無償とする。

5. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額は1円以上で当社取締役会が定める額の金銭とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

7. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上となる特定株主グループに属する者(以下「大量株式取得者」という。)に行使を認めないこと等を行使の条件として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

8. 当社による新株予約権の取得

- (1) 当社は、当社取締役会が別に定める取得日において、大量株式取得者以外の者が有する新株予約権のうち、当社取締役会が定める当該取得日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。
- (2) 当社は、本件方針による対抗措置を中止することが相当であると判断した場合には、当該中止のために、割当基準日の5営業日(証券取引所における現行の4日目決済を前提としており、これが変更されればそれにスライドして変更される。以下同じ。)前までに当社取締役会において決議することにより、新株予約権の割当を中止することができる。
- (3) 本新株予約権の割当基準日の4営業日前の日以降に対抗措置を中止すべき事情が発生したと当社取締役会が判断した場合には、実質的に中止と同様の効果を持たせるために、当社は、当社取締役会が別に定める取得日において、大量株式取得者を含む全株主の有する新株予約権のうち、当社取締役会が定める当該取得日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。
- (4) その他当社が新株予約権を取得できる場合及びその条件等の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

9. 新株予約権証券の不発行

新株予約権証券は発行しないものとする。

10. 新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間については、当社取締役会が別途定めるものとする。

11. 新株予約権の消滅事由等

新株予約権の消滅事由その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

以上

第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第88期(自平成24年3月1日 至平成25年2月28日) 平成25年5月17日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第89期第1四半期(自平成25年3月1日 至平成25年5月31日) 平成25年7月16日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第89期第2四半期(自平成25年6月1日 至平成25年8月31日) 平成25年10月15日関東財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第89期第3四半期(自平成25年9月1日 至平成25年11月30日) 平成26年1月14日関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(平成26年5月16日)までに、以下の臨時報告書を提出しておりません。

- (1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年5月17日に関東財務局長に提出。
- (2) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成25年8月22日に関東財務局長に提出。

6 【訂正報告書】

訂正報告書(上記3の四半期報告書の訂正報告書)を平成26年1月14日に関東財務局長に提出。

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての事業年度第88期有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降本発行登録書提出日(平成26年5月16日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、有価証券報告書等に記載した将来に関する記載事項については、本発行登録書提出日(平成26年5月16日)現在においてもその判断に変更は無く、また、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

イオン株式会社 本店
(千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1)
イオン株式会社 東京事務所
(東京都千代田区神田錦町一丁目1番地)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第三部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。